

議事要旨（要点）

会議名称	第17期第12回男女平等参画推進審議会
開催日時	令和7年1月8日（水曜日）午後7時00分～午後9時00分
開催場所	図書館 会議室
次第	1 会長挨拶 2 答申 3 議事 立川市第8次男女平等参画推進計画の素案について
配布資料	立川市第7次男女平等参画推進計画実施状況報告書（案） （令和5年度年次報告）※2025.1.8時点 資料17 立川市第8次男女平等参画推進計画【素案】（第1章 修正改定案）※2025.1.8時点 資料18 立川市第8次男女平等参画推進計画 指標と目標値（改定案）※2025.1.8時点
出席者	[委員] 秋山俊、八幡真由美、山根純佳、坂本澄子、佐藤良子、矢野美智子、坂本利光、鈴木美智子、千葉雄太、津崎結子 （欠席 伊東祐也、井上清美） [事務局] 大塚正也（総合政策部長）、岡崎尋美（男女平等参画課長）、 安藤悠佑（男女平等参画係長）、梅澤千枝（男女平等参画係） [事務局補助] 株式会社グリーンエコ
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0人
会議結果	1. 会長挨拶 2. 答申 立川市第7次男女平等参画推進計画実施状況報告（令和5年度年次報告）に対する意見について、会長から市に対して答申を行った。 3. 議事 議題 立川市第8次男女平等参画推進計画の素案について ①事務局より、前回までの審議内容を踏まえ、修正した資料17と資料18について説明 ア) 資料17は第1章の部分を修正し、文章量を全体的に調整したもの。他市の事例を参考とし、第7次計画以降の出来事や社会情勢を踏まえた内容を中心にまとめた。 イ) 資料18について 整理番号12について、別の指標を検討してほしい旨の意見があった

め、改訂案を提示。生涯を通じた健康支援事業について再検討した結果、担当課の個別計画および第5次長期総合計画の指標となっていること、担当課から他に指標として該当するものがないと回答があったことから、名称等を修正したのみの内容となっている。

整理番号 25 については、削除せず残した方がよいと意見いただいたため、掲載した。第7次計画では「配偶者等」という記載になっているが、現在ではデートDVなども問題視されていることから、交際相手による暴力も含めた指標へ修正した。

整理番号 29 については、計画の推進と進行管理に関する指標として、事業ごとの達成割合を指標にする旨の提案をいただいたが、基準の設定が難しいこと、令和6年度（第7次男女平等推進計画）の実績等も含めた指標の算出ができないこと、アンケート調査結果など5年に一度の調査となるような指標も多くあることなどから、提案内容を指標とすることは難しいと考え、整理番号1の指標を再掲することとした。

②委員意見、質疑等

資料 17 について

ア) 注1の表現について「生まれつきの」ではなく「出生時に割り当てられた生物学的性別」はどうか。

イ) 前回は「国の動き」の項目に「男女共同参画社会の実現を『21世紀の我が国の最重要課題という位置づけました』という文があった。この文言は残してもらいたい。

ウ) 育児・介護休業法については、その後改正されているため、時系列含め見直してほしい。令和7年の改正についても必要に応じて触れてほしい。

エ) 新型コロナウイルスの感染症についての記載は、女性の雇用情勢の悪化と言い切れない側面がある。女性就業者の多いサービス業、非正規雇用労働者の雇用情勢悪化はあったものの、例えば飲食業で仕事を制限された方たちが小売業関係に参入し、人手不足が解消されたなどもあることから、記載を見直してほしい。

事務局) 新型コロナウイルス感染症については、困難女性支援法の関係と関連が深いと考え追記した。その旨も記載する。

オ) 立川市第5次長期総合計画の未来のビジョン「魅力咲きほこりつどい華やぐまち立川、新風を吹き込み美風を守る」について伺いたい。

カ) 実際にワークショップに参加した。子育て世帯の班、学生の班、高齢者の班などに分かれて何度も集まり、立川市の未来ビジョンを決め、その中から生まれた言葉になっている。

事務局) 広報たちかわ1月10日号にもあるとおり、パブリックコメントの募集も行っている。長期総合計画も審議会のように議論し、ワークショップで意見をもらいながら取り組んでいる。

キ)「東京都の動き」の項目についても、平成 12 年に東京都男女平等参画基本条例を制定した旨の文言を残してほしい。

ク)6ページの注釈で、LGBTQ の Q について、英語表記に合わせてカタカナ表記にもクエスチョンを入れたほうがいいのではないかと。

ケ)併せて、「性自認」と「ジェンダー・アイデンティティ」の表記が交互に出てくるため統一してほしい。

事務局)修正する。

資料 18 について

ア)整理番号 25 番の指標について、「配偶者等」が「配偶者や交際相手等」となっている。「等」に内縁関係が含まれるのか。

事務局)「配偶者、交際相手などから」という旨で「等」を一番最後に付けている。内縁関係も交際相手も含めた表現としたい。

イ)「配偶者や交際相手等」に内縁関係を含むと理解することは難しい。法律上は「配偶者等」に内縁関係を含むことになっている。「配偶者等(内縁関係や交際相手を含む)」という表記はどうか。

ウ)パートナーという表記はどうか。

エ)デート DV も含めたいという意向のため、パートナーより交際相手のほうがデート DV を想起しやすいと思う。

オ)「交際相手や配偶者等」という表記はどうか。

カ)「配偶者・交際相手等」という表記はどうか。

キ)整理番号 24 についても併せて修正したほうがよい。

事務局)議論の結果、「配偶者等(内縁関係や交際相手を含む)」へ修正する。整理番号 24 についても併せて修正する。女性総合センターで行っているカウンセリング相談の集計もデート DV を含めた数値での集計に変更する。

ク)整理番号 16・17 について、育児休業の取得状況を母親と父親に分けて指標を設定していたが「子育てにより働き続けることが困難と感じる女性の割合」と指標を1つしたのはなぜか。父親の育児休業取得状況はとても大事だと思う。会社も積極的に育児休業を取得できるような環境づくりを行う必要がある。“感じているかどうか”よりも取得状況の方が指標としては客観的である。改定前の指標を残すことについて検討してほしい。

ケ)子育てにより働き続けることが困難と感じるかどうかは、仕事を辞めた場合でも“感じない”に含まれてしまうのではないかと。

事務局)育児休業の取得状況は、市の取り組みの成果よりも、働いている職場の状況に大きく左右されることから指標を変更した。立川市では、計画の指標は市の取り組みによって影響が出るものを設定することが原則。このため、男女が働きやすい環境づくりの推進というテーマの指標として育休取得率を削除した。

	特に父親の育休取得率は大事ではあるが、中には「取るだけ育休」「短期間の育休」も含まれていると言われていることから、“働いている方が子育てしながら働き続けられると感じられる社会”を目標として改訂案を示した。女性に子育ての負担が偏りがちと言われることが多いことから、「子育てにより働き続けることが困難と感じている女性」が少なくなることで、男女平等の子育て・家事の達成につながるのではないかと考えている。 コ) 個人の「感じ方」を指標とすることは難しいと思う。国の最重要課題の1つとして男女平等参画基本法や条例があり、立川市の条例でも事業者の責務として男女が同じように仕事と家庭生活の両立ができるようにという旨が記載されているので、指標は育児休業の取得状況が適切ではないか。 サ) 市職員の男女別育児休業取得状況を指標とすれば、市の取り組みの成果といえるのではないか。 シ) 立川市内の事業所のはデータは取れないのか。 事務局) データについては確認するが、基本テーマ「男女が働きやすい環境づくりの推進」として、男女平等参画課の取り組みとしては啓発が中心になる。市として行った活動の結果「子育てしながら働くことが困難と感じる割合」が減っていくことを目指したい。 ス) 女性が子育てをしても働きやすいと感じることは、妻が夫に育児休業を取得するよう伝えられるという意識の結果ともいえるのではないか。 セ) 育児休暇は取りたくても取れないことが問題。育児休暇を取った方と一緒に働く方の仕事が大変になることで、圧力を感じて取りにくいという人がいる。このため、育児休暇を取ってもみんなが働きやすい環境をつくっていくことが大切。 ソ) 男性の育休に関して職場要因で取れないという考え方は広がっているが、本人に取る気がないという考えはあまりフォーカスされていない。本人が取得する気があるかないかが問われないのは過度に職場に原因を帰しているような気もする。 事務局) この指標は「夢育て・たちかわ子ども21プラン」で5年に1回調査している数値。この議論を踏まえ、指標は前回案を採用する。 タ) 整理番号21番の就業率は、主な介護者の就業率か。 事務局) 指標に対応する施策は「多様な働き方への支援」のため、介護しているかに限らず多様な働き方を広めるという指標になっている。このため、性別や、介護・子育てをしているかを問わない就業率を指標にしている。 チ) 男女別や対象年齢はどうするのか。 事務局) 基本テーマが「男女が働きやすい環境づくりの推進」のため
--	---

	性別は問わずどちらも含む。対象年齢は15～64歳。 ツ) 女性の就業率はM字型といわれているが、性別を問わない指標ではその特性は反映されないのか。 事務局) 整理番号8の指標に女性の就業率を載せている。 テ) 目標値の50%が何を意味するのか。学生が多いと値が下がるのか。 事務局) 就業率の母数に学生は含まれない。目標値については、設定が難しく、50%に達していないものは50%を目指すこととしている。ただし、他の計画の指標になっているものは、その計画の目標値を準用している。 ト) 労働力率の男女間のギャップを埋めることが、ジェンダー平等の指標になると思う。過去との比較ができなくなるが、ギャップを何ポイントまで下げられるか、正規・非正規についても入れてほしい。 事務局) 本日の意見踏まえ、他市の状況も参考に事務局で再検討したい。 ナ) 整理番号15の認定事業所数の目標が40事業所となっている。認定事業所数が増えていく取り組みとして、目標値をもう少し上げてもいいのではないか。 事務局) 第7次計画では18事業所からスタートし、最終的に令和6年度に30事業所となって目標を達成した。5年間で12事業所増のため、意見も踏まえ目標値を45に変更する。事業所は3年で更新となるが、更新しない事業所もあることから、市が認定するメリットについても検討が必要。 二) 認定事業所が更新しない原因は何か。要因分析等はしているか。 事務局) 更新しなかった事業所について、理由の確認は行っていないが、事業所の担当者から「認定事業所になっているメリットが感じられない」という声をいただいたことはある。現在、認定事業所には、市の事業に参加していただく、女性向けの講座等を若手職員の参加をねらいとしてオンライン配信するなど、視野を広げてメリットを感じていただけるよう取り組んでいる。 ヌ) メリットがないと登録の継続は難しい。例えば国の「くるみん」のようなマークを使えるなどのメリットがないと、認定事業所数の増加にはつながらないと思う。今後どのように認定事業所を増やしていけるかを引き続き検討していただき、認定事業所が増えた結果、整理番号16・17にあるような父親・母親の育児休業の取得状況が好転すれば、結果として市の取り組みの成果と言えるようになると思う。 ネ) 整理番号8については、国勢調査の結果として「30歳～39歳」という集計項目があるのか。学生を除く15歳～64歳とした場合、指標は変わるようになるか。 事務局) : その通り。
--	---

	ノ) 改定案の指標(就業率)についても、30 歳～39 歳とするのはどうか。 事務局) 女性の労働力率 30 歳～39 歳については、高校や大学を卒業して就職するが、結婚や出産により仕事を離れる方がいることから、この時期に一度下がるとされている。その後、出産や子育てがひと段落してから復職する方もいることから、「M 字カーブ」と言われている。ここに大きく影響するのは「30 歳～39 歳」と言われてきたが、昨今は晩婚化と言われているように、労働力率の低下するタイミングが少し後ろにずれてきている状況であり「M 字」でなくなってきている。結婚しても子どもを持たないことを選択する方も増えてきているため、女性の就業率・女性のチャレンジ支援という施策の視点からは、年齢を「30 歳～39 歳」に区切らない「女性の就業率」として提案した。 ハ) OECD(経済協力開発機構)の比較にあるような末子が0歳～6歳未満の子がいる男女の就業率の活用、または社会生活基本調査では就業率を末子0歳から6歳で集計しているため指標とするのはどうか。指標「女性の就業率」は変えたほうよいのではないか。男女間の就業率の差であれば国勢調査から結果を得られると思う。 閉会
担当	総合政策部男女平等参画課男女平等参画係 電話 042-528-6801